

00262

鳥取縣公報

昭和二十四年四月二十六日
第、二、千、五、号、火曜日

本書ノ大セイ國定規格A5形

條例規則

◆鳥取縣條例第三十三号

昭和二十一年十一月鳥取縣條例第三八號縣立學校授業料徵收條例の一部を次のよう改正する。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立學校授業料徵收條例中改正條例

◆鳥取縣規則第二十九号
昭和二十二年政令第三百二十七號地方公共團體手數料令に基づき鳥取縣林業關係登録手數料徵收規則を次のよう改める。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業關係登録手數料徵收規則

第二條中「式千零百六拾円」を「參千六百円」に「七百

式拾円」を「千式百円」に「毫千式百円」を「式千四

百円」に改め左の一项を加える。

就學困難な生徒については前項の規定に拘らず授業料の一部又は全部を減免することができる。

第九條 削除

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

附則

第一條 昭和二十三年農林省令第三十號木材業者及び製材業者登錄規則、昭和二十三年農林省令第七十三號薪炭需給調整規則並びに昭和二十四年農林省令第十六號加工炭需給調整規則により登錄票の交付を受けた者は、この規則の定めるところにより手數料を納付しなければならない。但し、登錄票の亡失等による再交付の場

合はこの限りでない。

第二條 登録手数料の金額は次の通り定める。

一、木材業者登録手数料

一票につき 千円

三、薪炭指定業者登録手数料同

五百円

四、同 卸売同

二百円

五、同 小売同

三百円

六、加工炭販売業者登録手数料 同

三百円

第三條 登録手数料は登録票の交付を受けたときにこれを納入しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

鳥取縣職員の停年に關する規程を次のように定める。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員の停年に關する規程

第一條 鳥取縣職員（以下職員といふ）の停年は原則として満五十五才とする。

第二條 この規程で職員とは縣に勤務する吏員、囑託員、雇員、傭人及び工員をいう。

第三條 特殊技能を有する者又は重要事務に從事し成績優秀の者で知事が特に必要と認めたときはこの規程にかゝらず期間を定めて在職させることができる。

第四條 この規程は昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

第五條 この規程適用の日に満五十五才となつているものについては、昭和二十四年六月三十日まで、昭和二十四年六月三十日までに満五十五才となる者について

は、同年八月三十一日まで、それぞれその在職を延長することができる。

◇鳥取縣規則第三十一号
豚コレラ予防のため家畜傳染病予防法第十六條第一項の

◇鳥取縣規則第三十二号

建築物の住所氏名
鳥取市西品治六七〇ノ二 田辺秀治方

一、建築物の位置
鳥取市西品治六七〇
中 村 稲 松
一、同 用途 住宅（二戸建）

一、建築物の住所氏名
鳥取市西品治六七〇ノ二 田辺秀治方

一、同 用途 住宅（二戸建）
一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
一、同 規模 建築面積 七〇、〇平方米
一、許可條件 突出する部分 同

一、この建築物の有定期間は都市計画事業実施迄とす

一、前項の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

告 示

◇鳥取縣告示第二百一號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百二号

農業災害補償法第百十四條並びに第百十五條及び第百六條の規定に基き家畜の疾病傷害共済に対する共済金額を次のように改訂し昭和二十四年度からこれを適用する。但し共済掛金率は昭和二十三年三月三十日鳥取縣告示第二百四十二号による。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、共済金額

疾病傷害共済金額

備考

牛

五〇〇円

馬

一〇〇〇円

山羊

三〇〇円

綿羊

三〇〇円

種豚

三〇〇円

二、疾病傷害共済にかける点数表による一点の價格を四拾円とする。

◇鳥取縣告示第二百三号

農業災害補償法第百十四條及び第百十五條の規定に基く死亡廃用共済金額を次のように改訂し昭和二十四年度からこれを適用する。但しその他死亡廃用其済金額並びに共済掛金率及び賦課率は昭和二十四年四月五日鳥取縣告示第二百六十四号による。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、死亡廃用共済金額

その他の牛八、〇〇〇円を一〇、〇〇〇円に改める。

◇鳥取縣告示第二百四号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 二、條例制定の認可年月日

氣高郡大和村

昭和二十四年四月十八日

東郷村 同

昭和二十四年四月二十六日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 発行

印

刷

鳥取縣

鳥取市

東町

取

紙

所

鳥取

縣

印 刷 所